

## 商品概要説明書

ワイドカードローン300

(2023年10月1日現在)

商品名	ワイドカードローン300
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○当JAの組合員の方。</li><li>○ご契約時の年齢が満20歳以上65歳未満の方。</li><li>○前年度税込年収が400万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします)。</li><li>○勤続(または営業)年数が3年以上の方。</li><li>○JA(他JAを含む)との間でカードローン取引を行っていない方。</li><li>○生活の本拠が定まっている方。</li><li>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。
契約金額	○10万円以上300万円以内とし、10万円単位とします。
契約期間	○ご契約日から1年後の応当日の属する月のJA所定日(休日の場合は翌営業日)までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満65歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"><li>○変動金利とします。</li><li>○お借入利率は、毎月1日(基準日)の基準金利(普通銀行の長期プライムレート)により、基準日の属する月の翌月の1日から適用利率を変更いたします。</li><li>○お借入利率には、年0.70%の保証料を含みます。</li><li>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</li></ul>

返済方法	<p>○約定返済</p> <p>毎月 J A 所定日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。</p> <p>具体的なご返済額は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="486 392 1428 638"> <thead> <tr> <th>前月約定返済日現在のお借入残高</th> <th>ご返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 万円未満</td> <td>前月約定返済日現在のお借入残高</td> </tr> <tr> <td>1 万円以上 1 0 0 万円以下</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td>1 0 0 万円超 2 0 0 万円以下</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>2 0 0 万円超 3 0 0 万円以下</td> <td>3 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○任意返済</p> <p>毎月の約定返済のほかに、当 J A 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>	前月約定返済日現在のお借入残高	ご返済額	1 万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高	1 万円以上 1 0 0 万円以下	1 万円	1 0 0 万円超 2 0 0 万円以下	2 万円	2 0 0 万円超 3 0 0 万円以下	3 万円
前月約定返済日現在のお借入残高	ご返済額										
1 万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高										
1 万円以上 1 0 0 万円以下	1 万円										
1 0 0 万円超 2 0 0 万円以下	2 万円										
2 0 0 万円超 3 0 0 万円以下	3 万円										
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 1 0 0 円とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算とします。										
担保	○不要です。										
保証人	○愛知県農協信用保証センターの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。										
手数料	○ A T M ・ C D をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または当 J A 本店設置の苦情等受付窓口にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、 J A バンク相談所（電話： 0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 本店設置の苦情等受付窓口または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会本会（電話： 0 5 2 - 2 0 3 - 1 7 7 7） 愛知県弁護士会西三河支部（電話： 0 5 6 4 - 5 4 - 9 4 4 9）</p>										

その他	<ul style="list-style-type: none"><li>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li><li>○印紙税が別途必要となります。</li><li>○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</li></ul>
-----	--